

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南相木村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(会長の報酬等)

第3条 会長は、非常勤勤務とし、1週のうち半日の勤務を原則とする。ただし、出勤日及び出勤時間は、会長の判断とする。

2 会長の報酬は、1ヶ月当たり50,000円を支払うものとする。

3 会長には、第4条から第6条の規定は適用しない。

(理事会の出席)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1に定める報酬を支払うものとする。

2 交通費は、別表2に定める額を支払うものとする。

(理事の報酬)

第5条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、会長の命を受けてその業務に当たった場合は、別表1に定める報酬を支払うものとする。

2 交通費は、別表2に定める額を支払うものとする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1に定める報酬を支払うものとする。

2 交通費は、別表2に定める額を支払うものとする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3に定める報酬及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、前日に繰り上げて支払う。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会、評議員会出席及び業務報酬等	10,000 円（半日は5,000 円）
監事監査指導報酬等	10,000 円（半日は5,000 円）

別表 2

名 称	交通費の額
理事会、評議員会出席交通費	下記に居住する役員及び評議員のみ、1 回につき 三川、立原、栗生、日向地区…300 円 第八地区…200 円 栗生川、祝平 100 円
監事監査指導交通費	

別表 3

鉄道賃	船 賃	タクシー	車 賃 (1km につき)	日 当 (1 日につき)		宿泊料 (1 泊につき)	
				県外	県内	県外	県内
普通 又は 実費	2 等運賃 又は 実費	実費	22 円+500 円 又は実費	2,000 円	2,000 円	14,000 円	12,000 円

備考 1 片道 200km 以上又は東京都内の出張については、車賃に 1,000 円を加算する。

2 県内日当のうち佐久管内は日当を支給しない。

3 複数の役員等による出張で自家用車使用の場合は、その車を出役した者に対してのみ車賃を支払う。

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人南相木村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額10,000円（半日は5,000円）を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別に定める役員の報酬等に関する規定の別表2に、法人業務のため出張する場合は別表3に定める報酬及び旅費等に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。